

この表において、上層階とは、地階を除く階数が二以上六以下の建築物にあつては最上階、地階を除く階数が七以上九以下の建築物にあつては最上階及びその直下階、地階を除く階数が十以上十二以下の建築物にあつては最上階及び最上階から数えた階数が三以内の階、地階を除く階数が十三以上の建築物にあつては最上階及び最上階から数えた階数が四以内の階をいい、中間階とは、地階、一階及び上層階を除く階をいうものとする。次号から第四号までの表において同じ。					三百五十を 超え六十以下	径が十ミリメートル以上であ りかつ埋込長さが百ミリメ ートル以上であるJ形の埋込ア ンカー	四本以上	九・〇	
二 一次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の上部を、同表の上部の緊結方法の欄に掲げる方法により建築物の部分等に緊結し、かつ、質量が十五キログラムを超え六十キログラム以下である給湯設備にあつては、自立する構造とし、質量が六十キログラムを超え六十キログラム以下である給湯設備にあつては、その底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルト等(アンカーボルト、木ねじその他これらに類するものをいう。以下同じ。)の種類、欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を釣合ひ良く配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、質量が六十キログラムを超え六十キログラム以下である給湯設備にあつては、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりのせん断耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、上部の緊結方法の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表のせん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該せん断耐力を有するアンカーボルト等とすることができ					質量(単位 キログラ ム)	上部の緊結方法	アンカーボ ルト等の種 類	アンカーボ ルト等の本 数	せん断耐力(単 位 キロニュ ー
六十を超え 三百五十以下	径が五ミリメートル以上であ りかつ埋込長さが二十ミ リメートル以上であるおねじ の形による緊結 と等による緊結	径が四・八ミリメートル以上であ りかつ、有効打ち込み長さ が二十五ミリメートル以上であ る緊結 木ねじ一本以上による緊結	径が六ミリメートル以上であ りかつ埋込長さが三十ミ リメートル以上であるおねじ の形による緊結 と等による緊結	径が四・八ミリメートル以上であ りかつ、有効打ち込み長さ が二十五ミリメートル以上であ る緊結 木ねじ一本以上による緊結	六十を超え 三百五十以下	径が十ミリ メートル以 上であ りかつ埋 込長さが 三十ミ リメー トル以 上であ るおね じの形 による 緊結 と等 による 緊結	三本以上	〇・三	
径が四・八ミリメートル以上であ りかつ、有効打ち込み長さ が二十五ミリメートル以上であ る緊結 木ねじ四本以上による緊結	径が五ミリメートル以上であ りかつ埋込長さが二十ミ リメートル以上であるおねじ の形による緊結 と等による緊結	径が四・八ミリメートル以上であ りかつ、有効打ち込み長さ が二十五ミリメートル以上であ る緊結 木ねじ一本以上による緊結	径が六ミリメートル以上であ りかつ埋込長さが三十ミ リメートル以上であるおねじ の形による緊結 と等による緊結	径が四・八ミリメートル以上であ りかつ、有効打ち込み長さ が二十五ミリメートル以上であ る緊結 木ねじ一本以上による緊結	六十を超え 三百五十以下	径が十ミリ メートル以 上であ りかつ埋 込長さが 三十ミ リメー トル以 上であ るおね じの形 による 緊結 と等 による 緊結	三本以上	〇・三	

中間階、 上層階及 び屋上					三百五十を 超え六十以下	径が十ミリ メートル以 上であ りかつ埋 込長さが 三十ミ リメー トル以 上であ るおね じの形 による 緊結 と等 による 緊結	三本以上	〇・五
径が五・五ミリメートル以上であ りかつ埋込長さが二十ミ リメートル以上であるおねじ の形による緊結 と等による緊結					六十を超え 三百五十以下	径が十ミリ メートル以 上であ りかつ埋 込長さが 三十ミ リメー トル以 上であ るおね じの形 による 緊結 と等 による 緊結	三本以上	〇・七
径が五・五ミリメートル以上であ りかつ埋込長さが二十ミ リメートル以上であるおねじ の形による緊結 と等による緊結					六十を超え 三百五十以下	径が十ミリ メートル以 上であ りかつ埋 込長さが 三十ミ リメー トル以 上であ るおね じの形 による 緊結 と等 による 緊結	三本以上	〇・七
径が五・五ミリメートル以上であ りかつ埋込長さが二十ミ リメートル以上であるおねじ の形による緊結 と等による緊結					六十を超え 三百五十以下	径が十ミリ メートル以 上であ りかつ埋 込長さが 三十ミ リメー トル以 上であ るおね じの形 による 緊結 と等 による 緊結	三本以上	〇・七

この表において、木ねじとは、JIS B 1122(十字穴付き木ねじ) 11995又はJIS B 1135(すりわり付き木ねじ) 11995に適合する木ねじをいうものとする。次の表において同じ。

三 次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の側部を同表のアンカーボルト等の種類の欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を約合し良く配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、給湯設備の側部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりの引張耐力が、給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合において、当該引張耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量(単位:キログラム)	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力(単位:キロニュートン)
地階及び一階並びに敷地の部分	十五を超え六十以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・三
	六十を超え	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十二ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・二
	六十を超え	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・五
	六十を超え	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三
中間階及び上層階及び屋上	十五を超え六十以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・五
	六十を超え	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三
	六十を超え	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	四本以上	〇・五
	六十を超え	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三

四 給湯設備又は支持構造部の建築物の部分等への取付け部分が荷重及び外力によって当該部分に生ずる力(次の表に掲げる力の組合せによる各力の合計をいう。)に対して安全上支障のないことを確認すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき地震に対して安全上支障のないことを確認することができる場合には、この限りでない。

力の種類	力の組合せ
長期に生ずる力	$G + P$
短期に生ずる力	$G + P + K$

この表において、 G 、 P 及び K は、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。
 G 給湯設備及び支持構造部の固定荷重によって生ずる力
 P 給湯設備の積載荷重によって生ずる力
 K 地震力によって生ずる力
 この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によって計算した数値とするものとする。
 $P = k \cdot w$

この式において、 P 、 k 及び w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

給湯設備を設ける場所	設計用標準震度
地階及び一階並びに敷地の部分	〇・四
中間階	〇・六
上層階及び屋上	一・〇

w 給湯設備及び支持構造部の固定荷重と給湯設備の積載荷重との和(単位:ニュートン)

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

国土交通省告示第千四百四十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項の規定に基づき、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣 羽田雄一郎

前文中「第一項から第三項」を「第一項から第三項まで」に改める。

別表第四一(六)の項防火区画等の貫通措置の状況の項に欄中「第七号イ」を「第七号」に改め、同表一

(七)	給湯設備(循環ポンプを含む)	ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する	引火性危険物のある場所及び燃焼ガスの上昇する位置に取り付けられていること又は本体に腐食若しくは漏水があること。

中

(九)		(八)	
電気給湯器の取付けの状況	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四号又は第三号の規定に適合しないことがあること、漏水等があること。
給湯設備(循環ポンプを含む)の状況	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二号又は第五号の規定に適合しないこと。
ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二号又は第五号の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼ガスの上昇する位置に取り付けていること。
給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。
ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和三十五年建設省告示第千八百二十六号第四号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	

める。
別記第四号(1)から(1)までの欄中、「排水配管」を「及び排水配管」に改め、同(1)から(6)までの欄中「給水タンク等、給水ポンプ」を「飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ」に改め、同(7)の欄中「ガスの湯沸器を、給湯設備(ガス湯沸器を除く。）」に改め、同(8)の欄中「煙突及び給排気部の構造」を「取付けの状況」に改め、同(9)の欄中「電気給湯器の取付け」を「給湯設備の腐食及び漏水」に改め、同(9)の欄の次に次のように加える。

(10) ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造

別記第四号3(10)の欄中「衛生」を「衛生」に改める。
附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。
○国土交通省告示第千四百四十九号
建築基準法施行規則第六條第二項及び第三項並びに第六條の二第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第百八十三号)の一部を次のように改正する。
平成二十四年十二月十二日 国土交通大臣 羽田雄一郎

別表第一(二)の項主索の径の状況の項は欄中「場合に」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(三)の項主索の素線切れの状況の項は欄中「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項(3)中「錆が著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。
(4) 谷部で素線切れが生じていること。

別表第二(二)の項主索の素線切れの状況の項に欄口(3)中「錆が著しいこと又は」を削り、同(三)の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉に赤錆色が見える箇所がある場合は、その箇所を重点的に目視測定する。	イ 次に掲げる基準(以下「錆及び錆びた摩耗粉」という。)のいずれかに該当するものがあること。 (1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見え、鋼車のかかると比較して九十四パーセント未満であること。 (4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見え、鋼車のかかると比較して二割を超えていること。
-----------------	---	---

別表第一(四)の項径の状況の項は欄中「場合に」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(六)の項素線切れの状況の項は欄中「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(六)の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉に赤錆色が見える箇所がある場合は、その箇所を重点的に目視測定する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉に赤錆色が見える箇所がある場合は、その箇所を重点的に目視測定する。
--------------	---	--